

令和 7 年 2 月 5 日
保 健 福 祉 政 策 部
保健医療福祉推進課

世田谷区立保健医療福祉総合プラザの省エネルギー設備不具合における 光熱費損失額の確定について

1 主旨

保健医療福祉総合プラザ（以下「総合プラザ」という）の省エネルギー設備であるコージェネレーションシステム（C G S）について、指定管理者の設備運行・監視不良により設備が故障し、停止していた。この度、停止期間中（令和 3 年 1 1 月から令和 5 年 1 2 月までの 2 6 ヶ月間）に損失した光熱費について、指定管理者から損害賠償額の提示があり、合意したため報告する。

2 設備不良の経緯

令和 3 年 1 1 月の C G S 配管の破損直後より、区は原因の究明を指定管理者に対し申入れしていたが、自社の運行状況を確認せず、令和 5 年 5 月に区が運転日誌や報告書の数値から故障原因を指定管理者の運行不良と推定するまで、指定管理者では原因究明ができなかった。

区からの指摘後、設備の復旧方法や設備運行について、施設営繕第二課から指定管理者に助言を行い、令和 6 年 1 月に破損箇所の修繕後、冬期の再稼働を開始し、令和 6 年 7 月に夏期運行機器の不具合箇所の修繕を終え、通常稼働を行っている。

3 光熱費の損失額

指定管理者との基本協定書に基づき、破損箇所については指定管理者の責任で修繕を行った。C G S 停止期間中の光熱費の実損失額※については、区の考え方を整理し、指定管理者において電気・ガス料金の損失額を積算し、損害賠償額として提示された。この度、損害賠償額 3, 1 4 9, 8 6 9 円に妥当性があると判断できたため、損害賠償金を受領する。

※ 実損失額の考え方は次頁参照

4 今後の方針

今後は C G S を使用した最適な運行について、区と指定管理者間で定期的に協議を行い、施設の空調の稼働状況に合わせ、機器の性能を最大限に活かした設備運行・監視を行っていく。

5 実損失額

3, 1 4 9, 8 6 9 円

【内訳】

①	C G S の非稼働により過払いとなった 電気の基本料金 ^{※1}	2, 516, 585 円
②	C G S の廃熱利用により削減できた 冷温水発生機 ^{※2} のガス料金	1, 905, 989 円
③	C G S による発電により削減できた電気料金 －C G S の稼働に要したガス料金	▲1, 272, 705 円

※1 電気の基本料金は前年度の最大電力需要量をもとに算出される。C G S 非稼働期間は、本来C G S によって発電できた分の電力を購入することとなり、最大電力需要が増えるため、基本料金に影響した。

※2 冷温水発生機はガスをエネルギーとし、水の気化熱を利用したエネルギー効率の高い空調システムである。